

# 平成29年度第1回庄原市学校・警察連絡協議会

開催日：平成29年7月4日（火） 開催場所：庄原市総合体育館第2会議室

参加者：庄原警察署、北部こども家庭センター、庄原市内県立高等学校、庄原特別支援学校、庄原市内小・中学校  
広島県教育委員会、庄原市児童福祉課、庄原市教育委員会

広域化、低年齢化する児童生徒の問題行動及びいじめ問題等について、学校と警察、関係機関等が情報交換を行い、組織的な連携を深めることを通して、児童生徒の問題行動及びいじめの未然防止を図ることを目的とし、研修会を行いました。

## 【講話①】 「少年非行の現状と課題について」 庄原警察署 生活安全刑事課 生活安全係 係長 西本 直樹

広島県の平成28年非行少年等検挙・補導状況から非行少年は年々減少傾向にある。その要因として、青少年育成官と市町の連携により、非行少年を更生させる取組、暴走族の解体に向けた取組、学校と警察の連携（相互協定書の締結やスクールサポーター制度）が推進され、再犯が少なくなったことが挙げられる。

しかし、刑法犯少年（犯罪少年・触法少年）について、犯罪少年（14歳から19歳が対象）は減少している（例：窃盗犯は、平成27年の558人から431人）が、**触法少年（14歳未満）は増加しており（例：窃盗犯は、平成27年の270人から349人）、非行の低年齢化が顕著**である。また、児童買春・ポルノ法違反により、全国で1531人が検挙されており、被害者総数は、1313人（小学生146人、中学生698人、高校生390人）で、裸の画像を撮影したり、撮影させたりした事案が6割、そのうち被害者が自画撮りしたものは5割である。自画撮りをした者の7割がラインを使用している。

庄原市においては、平成29年になってから庄原市内の小学生・中学生・高校生の補導・検挙等はない。しかし、平成28年6月に少年を検挙するという事案が生起している。**自撮り画像をラインで送信したことで事件となり、この画像が4市町、7つの学校に拡散したため、警察官が45人と面接し、その場で画像を消去させるなどして対応**している。このような現状を踏まえ、ネット犯罪被害防止標語を作成したので、積極的に児童生徒及び保護者に啓発してほしい。



## 【講話②】 「児童虐待の現状と保護者対応について」

広島県北部こども家庭センター 相談援助課 相談援助課長 清水 篤

広島県全体では、児童虐待の相談件数は増加傾向にある。虐待相談の経路は警察からが最も多く、**子供への心理的虐待である面前DV（子供の見ているところで、男性が女性に暴力をふるうなど）が増えている**。虐待は子供に身体的影響（身体発育や神経学的発達の遅れ）、知的・認知的発達への影響（学習の機会が制限され、知的面での遅滞が起こる）、情緒的影響（他者と適度な距離感がもてない、行き違いにより一転して攻撃性が強くなる、自我関与そのものが混乱する）が懸念される。

保護者対応の際、心がけているのは次のようなことである。

- ・ 虐待という言葉が一人歩きしないようにする。児童虐待は「不適切な養育」、「親権の濫用」であるという観点から、保護者に働きかけることが必要である。
- ・ **保護者の言い分やけんまくに圧倒されても、基本線は動かさない**。保護者には保護者の意図があり、思いがある。その実現の方法が誤っているのであれば、それを一緒に考える姿勢が大切になる。

また、発達的な特徴がある子供の場合、医療機関・専門機関との連携をいかに図るかを考えたときに、困った子供だから、発達障害かもしれないから、受診・相談をすすめるといった姿勢では、保護者の理解を得るのは難しい。**願いの実現（例：座って勉強してもらいたいよね。など）に向けて、受診・相談することや保護者と願いを共有することが重要である**。



### （事後アンケートより）

- ・ 情報共有するため、毎週金曜日に行っている交流の場を継続し、情報をもとに「何を」「いつ」「誰が」「どのように」取り組むかを明確にしていきたい。
- ・ 保護者に「知恵を貸してください。」など、同じ目線で子供を育てるパートナーとなれる関係づくりを全教職員ができるよう研修を重ねて実践していきたい。

研究協議の様子



研究協議後の発表



## 【指導・助言】 広島県教育委員会 学校経営支援課 総括指導主事 大原 隆

連絡協議会のまとめとして、次のとおり指導・助言があった。

- ・ 生徒指導体制の確立に向けて、必ず週1回は指導部会を開催し、情報・取組を共有することは重要である。生徒指導対応においてはタイムラグが取り返しのつかないことにもなる。
- ・ 「知恵を貸してください。」と保護者を味方に付けて、課題解決にあたることも大事である。
- ・ **いじめアンケートについては、丁寧に分析し、事後指導も含めて保護者、子供へ結果をきちんと返すことが保護者・子供の安心感・信頼感につながる**。
- ・ 保護者対応について、正確な事実確認、事前の指導方針の説明、誠意ある対応がない場合、学校の体制や姿勢に対する不信につながっていく。日頃の子供の観察、個々の子供に対する方針、チーム体制の構築が必要である。

### （事後アンケートより）

- ・ 子供同士のトラブルが生じた場合等、保護者対応をする際は、両方の保護者に寄り添い、事実を基に誠意ある態度で接していくことを心がけたい。また、この子をよくしていきたいという思いで、保護者や関係機関とつながり、学校はその思いの実現のために何が出来るか、保護者との対話や関係機関連携からヒントをいただきながら、組織的に対応していきたい。